

川南町立多賀小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日
(平成30年3月28日改訂)

川南町立多賀小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期にわたって重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

川南町立多賀小学校いじめ防止基本方針は、「宮崎県いじめ防止基本方針」及び「川南町いじめ防止基本方針」を受け、学校・保護者・地域住民その他の関係機関とが連携しながら、児童の人権と生命の尊厳を守るための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部をく。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日）

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

ア いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることであり、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を、発達の段階に応じて促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

エ 全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも、未然防止の観点から重要である。

オ いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。

イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

ウ 保護者は、児童にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努めていくことが大切である。

エ いじめの早期発見のため、学校では定期的なアンケート調査や教育相談等を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

(3) いじめ事案への対処

ア いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保し、いじめたとされる児童等に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

イ 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

ア 社会全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、PTAや学校関係者評価委員、地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

イ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

ア いじめの問題への対応においては、例えば、学校や町教育委員会において、いじめる児童等に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、日頃から、学校や町教育委員会と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、学校以外の相談窓口についても児童等へ適切に周知したりするなど、学校や町教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

3 多賀小学校のいじめ防止等に対する取組

(1) いじめ防止のための取組

ア 「学校いじめ防止プログラム」の策定

いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、「学校いじめ防止プログラム」を策定して、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめ防止を目指す多様な取組を体系的・計画的に行う。(資料1 参照)

(留意事項)

- 生徒指導の機能が十分生かされるように指導する。
- 児童の主体的・積極的な参加が確保できるようにする。

イ 「生徒指導対策会(いじめ・不登校対策委員会)」の設置

(ア) 目的

教師の観察や児童の意識調査、保護者や地域からの情報などでいじめにつながる可能性がある事案について取り上げ、解決に向けた協議を行う。

(イ) 構成員

全職員

※ 緊急な場合、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事で協議する。また状況に応じては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等にも参加を依頼する。

(ウ) 開催時期

毎月1回を原則とする。ただし、問題が発生したときは必要に応じて適宜開催する。

ウ 「民生委員児童委員との懇談会」の開催

(ア) 目的

学校と民生委員児童委員とが児童に関する情報を共有し、対応策等についての意見交換を行い指導に生かす。

(イ) 構成員

校長、教頭、民生委員児童委員4名、主任児童委員1名

(ウ) 開催時期

年間3回(各学期1回)

エ 家庭や地域への啓発

(ア) 本校の「いじめ防止基本方針」について、学校だよりやホームページで周知を図る。

(イ) 学校参観日の懇談会において、いじめの考え方とその防止に向けた取組を話題にする。

(ウ) 学校教育活動のいじめ防止を目指す取組に、地域人材を積極的に活用する。

(2) 早期発見のための取組

ア 日常の情報収集

生活記録(日記)の内容や、児童の言動や表情の変化に留意するとともに、保護者や地域住民からの情報を丁寧に取り扱う。

イ アンケート調査と教育相談

○ 毎月1回「あのねタイム」を設定し、その中でアンケート調査と教育相談を実施する。

(全員対象)

○ アンケートで把握した困っていること・悩んでいること等を、再度個別に話をする。

○ 相談は随時相談を受けることを児童や保護者に周知する。また、教育相談の窓口は、学級担任や生徒指導担当に限らず、児童が相談しやすい人であれば誰でもよいことを知らせておく。

(3) 早期対応のための取組

ア 情報の収集

いじめ発見の情報があったら、学級担任・生徒指導主事によりただちに確認を行うとともに、管理職へ報告する。

イ 事実確認

校長は緊急の「生徒指導対策会」を招集し、いじめに関する事実確認と保護者への報告を指示する。また、教育委員会への報告し指示を仰ぐ。

ウ 方針決定

把握した事実関係から、被害児童、加害児童、その他の児童、保護者への対応についての方針を決める。その際、教育委員会や関係機関との連絡・相談を密にし支援を仰ぐ。

エ いじめ解消に向けた対応

被害児童・・・ 組織的に対応し守り通す。学校生活を当たり前に戻ることができるように支援する。

加害児童・・・ いけないことは毅然とした態度で指導し、被害児童との関係に配慮しながら同じ過ちを繰り返さないよう支援する。

その他の児童・・・ いじめは絶対に許されないということ、誰もが被害児童・加害児童になりうることを理解させ、そうならないよう努力するよう指導する。

保護者・・・ 誠意ある対応に努め、指導に関する説明責任を負う。

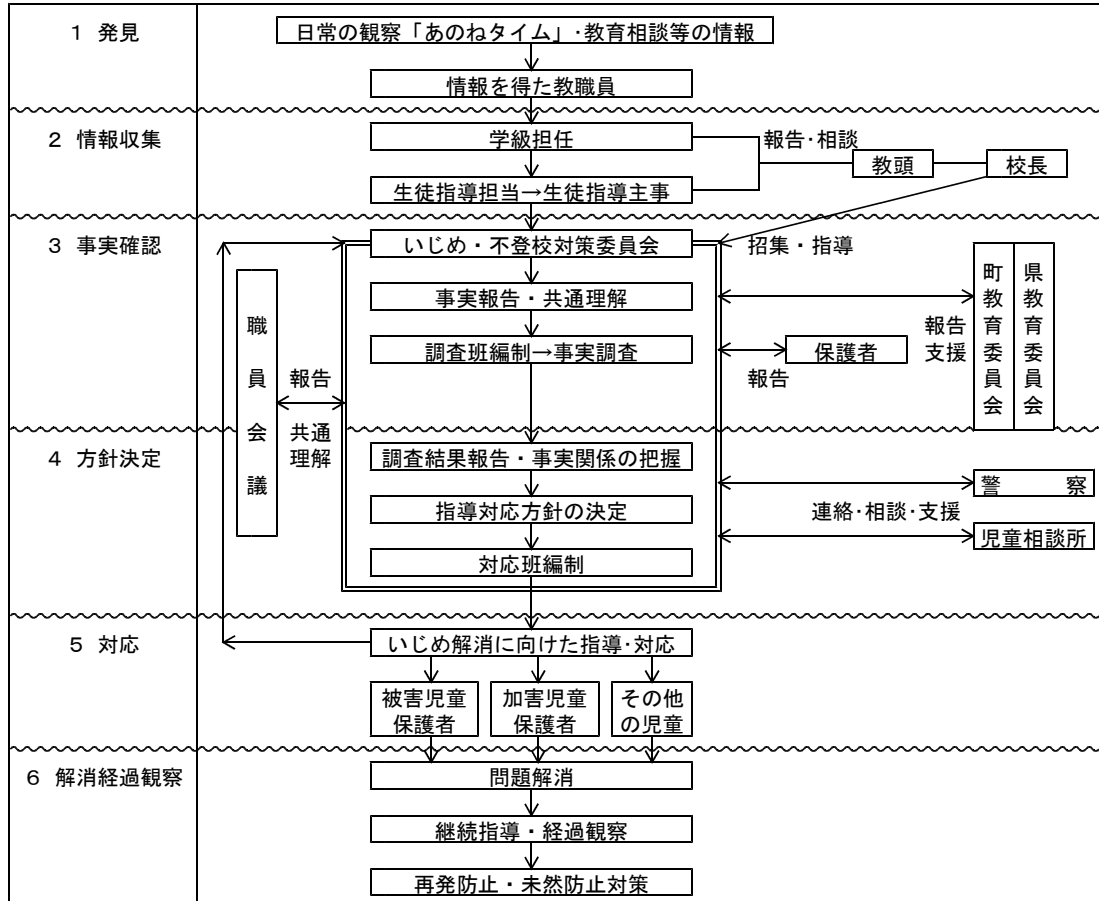
オ 解消経過観察

問題の解消→ (ア) 被害児童に対するいじめに関わる行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。

(イ) 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。

※ これらは、生徒指導対策会で確認する。

【いじめの早期発見・対応の流れ】



(4) 重大事態への対応

ア 重大事態

次の2つのいずれかに該当する場合、「重大事態」と言う。

○ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。具体的には、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を言う。

○ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日に相当する期間）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを言う。

イ 重大事態への対応

基本的には、通常のいじめ発生時の対応に則る。ただし、重大事態の場合には、以下の対応を追加して行う。

○ 校長は、情報収集の段階で、重大事態と判断できる場合には、直ちに、町教育委員会へ報告する。

○ 事実確認や方針決定の段階において、町教育委員会の指導を受けながら、場合によっては、生徒指導対策会（「いじめ・不登校対策委員会」）に、町当局者やその他の有識者等（弁護士、医療関係者、学識経験者等）の参加を得ながら、対応する。

○ 校長は、調査結果について、逐一、町教育委員会へ、口頭及び文書で報告する。

○ 校長は、調査結果や指導や対応の仕方について、町教育委員会の指導の下、被害児童や保護者等に対し、適切に情報提供する。